

佐賀県窯業技術センター科学研究費助成事業の研究実施規程

(設置)

第1条 この規程は、佐賀県窯業技術センターの研究者が行う研究のうち、科学研究費補助金による研究成果をあげるとともに、その普及をはかることを目的とする。

(組織、研究を行う職)

第2条 佐賀県窯業技術センターに所属し研究活動を行うことを職務に含む者とする。

(研究計画の策定)

第3条 研究者は、科学研究費助成事業による研究を行う場合は、他の業務に支障を及ぼさない範囲において自発的に研究計画を立案し、実施するものとする。

- 2 当該研究計画を立案し実施する研究者は、あらかじめ様式に従った研究計画調書を作成し、当該調書の写しを佐賀県窯業技術センター所長宛に提出するものとする。

(研究の実施)

第4条 科学研究費助成事業による研究を行う場合は、佐賀県窯業技術センターの活動として実施するものとする。

(研究成果の取扱)

第5条 研究者は、前条により科学研究費助成事業により行った研究については、他の規程に係わらず、当該研究の研究成果について自らの判断で公表することができる。また、公表に当たっては、職務として自発的に学会等に参加できるものとする。

(研究報告の義務)

第6条 科学研究費助成事業による研究を行う研究者は、科学研究費助成事業制度に係る規程及び交付の際に附される諸条件に従い報告書を作成し、当該報告書等の写しを佐賀県窯業技術センター所長宛てに提出するものとする。

(管理等の事務)

第7条 科学研究費助成事業の研究計画調書の取りまとめ及び助成事業費の経理管理等の事務は総務担当が所掌する。

(法令等の遵守)

第8条 佐賀県窯業技術センター及び佐賀県窯業技術センターに所属する研究者は助成事業の遂行に当たり、関係法令等及び文部科学省、独立行政法人日本学術振興会が定める各種の科学研究費に関するルールを遵守するものとする。

附則 この規程は、平成17年11月14日から施行する。

附則 この規程は、平成27年6月1日改正、同日施行する。

附則 この規程は、平成30年4月1日改正、同日施行する。

附則 この規程は、令和6年6月28日改正、同日施行する。